

広島港五日市地区公募説明資料

(生産用機械器具製造業用地)

令和7年3月
広島県

1 募集要領

(1) 募集要領	1
(2) 位置図	5
(3) 配置図	6
(4) 譲受申請書(様式第1号)	7
(5) 水質汚濁防止法施行令別表第一又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる特定施設の有無(様式第2号)	8
(6) 売買代金延納申請書(様式第3号)	9
(7) 資金計画書(様式第4号)	10
(8) 譲受申請書の作成要領	11

2 契約書ひな型

(1) 譲渡(売買代金の一括払いの場合)	12
(2) 譲渡(売買代金の延納の場合)	17

3 参考資料

(1) 地勢条件、用・排水について	24
(2) 配置計画図	25
(3) 道路標準断面図	26
(4) 地盤調査ボーリング柱状図	29
(5) 排水施設計画平面図	33
(6) 水質汚濁防止法施行令等により定める特定施設一覧	35
(7) 広島市の下水道排水基準	39
(8) 日本標準産業分類(第14回改定)抜粋	41
(9) 臨港地区及び広島港色彩計画について	45

広島港五日市地区分譲地（生産用機械器具製造業用地）募集要領

1 対象地

(1) 所在地、面積及び価格

所在	面積 (㎡)	価格(円)
広島市佐伯区五日市港一丁目2番5	10,439.73	1,096,171,650

※ 別紙1位置図及び別紙2平面図を参照

※ 土地は現状のままで引渡します（立木の伐採や地上工作物及び地下埋設物等の補修・撤去、また整地等は広島県では行いません。）。

(2) 交通

広島空港まで約65km、山陽自動車道廿日市ICまで約5km、山陽本線五日市駅まで約2km

(3) 地勢条件

平成30年3月に竣功した埋立地 計画地盤高は広島港基準面上+5.6m

(4) 用水

広島市上水道

※ 引き込みに要する費用及び施設整備納付金等は、譲受人の負担とします。

(5) 排水

公共下水道

※ 引き込みに要する費用及び施設整備納付金等は、譲受人の負担とします。

(6) 電力

中国電力

※ 引き込みに要する費用及び負担金等は、譲受人の負担とします。

(7) ガス

都市ガスの供給区域です。

※ 引き込みに要する費用及び負担金等は、譲受人の負担とします。

(8) 公法規制

市街化区域、工業地域（容積率200%、建ぺい率60%）、臨港地区（工業港区）

(9) 工業団地特例

工場立地法に基づく工業団地特例制度の適用を受けます。

2 分譲方法

(1) 譲渡（売買代金の一括払い）

(2) 譲渡（売買代金の延納）

3 分譲対象者

次の(1)、(2)及び(3)の全ての要件を満たす者

(1) 広島都市圏（広島市、大竹市、廿日市市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）に事業所を有する企業であり、広島港の港湾施設を有効に活用し、広島県及び広島市の産業経済の発展に資する意思があり、分譲地の取得及び分譲地における土地利用計画の実施に必要な資力を有すること。

(2) 日本標準産業分類（令和5年7月改定）の大分類E（製造業）のうち、生産用機械器具製造業の用に供する用地として利用すること。

(3) 次のア及びイに該当しないこと。

ア 暴力団関係者

① 代表役員等又は一般役員等が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められると

き又は暴力団関係者が分譲希望者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
- ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

イ 広島県税を滞納している者。

4 申し込み方法等

- (1) 申し込み方法（7ページからの申請書類の様式及び作成要領参照）

ア 分譲希望者は、譲受申請書（別紙様式第1号）に、必要書類を添えて申し込んでください。

- ① 水質汚濁防止法施行令別表第一又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる特定施設の有無（別紙様式第2号）
 - ② 売買代金延納申請書（別紙様式第3号）（2（2）の場合のみ）
 - ③ 資金計画書（別紙様式第4号）
 - ④ 印鑑証明書
 - ⑤ 県税について滞納がないことの証明
 - ⑥ 事業計画書及び分譲地における土地利用計画図（1/300～1/1000）
 - ⑦ 残高証明書又は融資証明書
 - ⑧ 定款又は寄附行為の写し（代表者による原本証明を施したもの）
 - ⑨ 会社概要又は会社案内
 - ⑩ 申請内容に関する問い合わせ先（担当者の所属・職氏名、電話番号及びFAX番号を記載）
 - ⑪ 営業報告書及び財務諸表の直近3期分
 - ⑫ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）
- ※ 審査のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

イ 提出部数

譲受申請書、添付書類とも2部（正本1、副本1）

- (2) 申し込み受付期間

令和7年3月28日（金）～令和7年4月25日（金）まで

- ※ 受付時間は、県庁の閉庁日を除く9時00分から16時30分まで（12時から13時を除く）
- ※ 上記期間中に申し込みがない場合は、申し込み期間終了後、随時申し込みを受け付けます。（1日毎に受付を区切ります。）

- (3) 提出先及び提出方法

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県土木建築局港湾振興課（港営グループ）

電話 082-513-4019

※ 書類は原則として持参してください（郵送の場合は、申込期限当日必着とします。）。

5 審査（相手方の決定）

- (1) 審査項目

譲受申請書（添付書類を含む。）の内容等の審査（次の事項及び土地利用計画の審査）を行い、当地

区の状況等を総合的に勘案し、分譲の相手方を決定します。

ア 申込者が、3 の分譲対象者に該当すること。

イ 譲受申請書等の内容が、国、県及び広島市が定める土地利用・建築物等の規制に関する法令等に反しないこと。

ウ 申込者の土地利用計画が、水質汚濁防止法施行令別表第一又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる特定施設を設置しないものであること。ただし、公共下水に接続・排水する施設を除く。

エ 申込者の土地利用計画が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類するものに該当しないものであること。

オ 申込者の土地利用計画が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものに該当しないものであること。

(2) 優先順位

優先順位は次のとおりとします。

ア 売買代金の一括払いを希望する者

イ 売買代金の延納を希望する者（延納を希望する者が複数いる場合は、希望する延納期間の短い者を優先します。）

ウ ア及びイにおいて同順位となった場合は、くじとします。

6 契約条件（必要に応じて、契約条件を変更することがあります。）

県は、譲受人を決定した後、譲受人と土地売買契約を締結します。契約に規定する主な条件は次のとおりです。

(1) 譲渡（売買代金の一括払い）による場合

ア 譲受人は、売買代金を県が指定する期日までに一括でお支払いいただきます。

イ 県は、売買代金が完納された後、所有権移転及び土地引渡しの手続きを行います。

ウ 所有権移転登記に要する費用は、譲受人の負担とします。

エ 譲受人は、土地の引渡しを受けた日から2年以内（やむを得ない場合は3年以内）に、譲受申請書に記載した用途に供さなければなりません。

オ 譲受人は、譲受申請書に記載した用途に供した日から5年を経過する日までの間（以下「指定期間」という。）、引き続き分譲土地利用提案書等に記載した用途に供しなければなりません。

カ 譲受人は、指定期間中、県の承認なく所有権の移転、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権等の権利の設定を行ってはなりません。

キ 県は、指定期間中、分譲地に買戻しの特約を設定し、譲受人が契約に違反した場合は、土地を買戻すことがあります。

ク 県は、譲受人が契約に違反した場合、違約金を徴収することがあります。

ケ 契約の効力発生には、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条第1項の規定による権利移転許可が必要となります。

(2) 譲渡（売買代金の延納）による場合

ア 譲受人は、売買代金のうち20パーセント以上を即納代金として、県が指定する期日までにお支払いいただきます。

イ 県は、即納代金が完納された後、所有権移転及び土地の引渡しの手続きを行います。

ウ 県は、分譲地に第一順位の抵当権を設定し、その登記は所有権移転登記と同時にを行います。

エ 登記に要する費用は、譲受人の負担とします。

オ 売買代金から即納代金を差し引いた金額（以下「延納代金」という。）について、利息（契約締結年度の4月1日の長期プライムレートを適用）を付して延納の特約をします。

カ 延納期間は、契約締結年度から起算して遅くとも、10年後の年度までとします。

キ 延納代金及びこれに対する延納利息の納入は、契約締結日の属する年度の翌年度から毎年1回と

し、原則9月末日を納付期日とします。

ク 延納代金を分割で納入する場合は、原則、元本均等払いとします。

ケ 延納代金は、納付期日を繰り上げて納入することができます。

コ (1)エ～ケの事項。

7 公表

(1) 契約の締結後、相手方の企業名は原則として公開します。

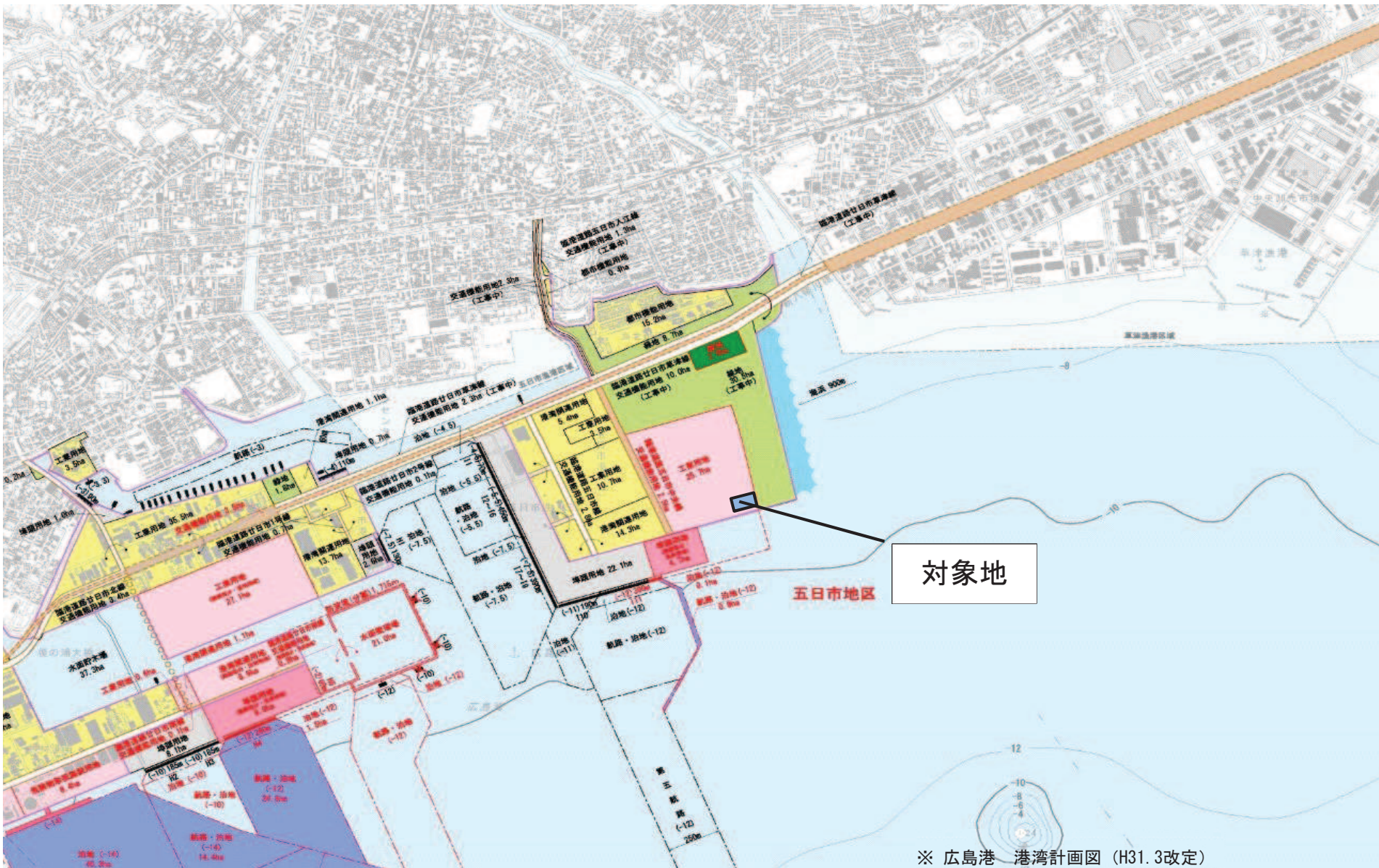
(2) 提出された譲受申請書等については、申請者以外の者から、広島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、提案者に意見を求めた上で、不開示情報に該当するもの以外を開示することがあります。

8 問い合わせ先

広島県土木建築局港湾振興課（港営グループ）

電話 082-513-4019（ダイヤルイン）

位置図



配置図



譲 受 申 請 書

令和 年 月 日

広島県知事様

申請人

印

県有地の譲受を次のとおり申請します。

分 譲 地 名	広島港五日市地区分譲地		
所 在 地	広島市佐伯区五日市港一丁目2番5		
分 譲 方 式 (支払方法等)	売買代金一括払い		売買代金の延納
期 間	—		延納期日：令和 年9月末
取得後の土地 利 用 計 画	事 業 内 容		
	施 設 概 要		
	着 工 年 月 日		
	完 了 年 月 日		
特 記 事 項			

- ※ 不用な文字は、二重線で消してください。
 ※ 事業計画書及び土地利用計画図を添付してください。

水質汚濁防止法施行令別表第一 又は
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二
に掲げる特定施設の有無

水質汚濁防止法施行令別表第一又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる特定施設の設置計画の有無は、次のとおりです。

設置計画 の有・無	有 ・ 無
特定施設の 種別・内容	(別表第 第 項の に該当)

売 買 代 金 延 納 申 請 書

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

申請人
住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

次のとおり売買代金を延納させていただきます。

延納期間並びに各期別の納付金額及び納付期日

	即 納	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期
納付金額	円	円	円	円	円	円
納付期日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	合 計
納付金額	円	円	円	円	円	円
納付期日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

- ※ 即納代金は分譲代金の20%以上とする。
 ※ 延納代金の第1期の納入は、契約締結日の属する年度の翌年度に行う。
 ※ 納付期日は原則、毎年9月30日とする。

資 金 計 画 書

		金 額	備 考
収 入	自己資金	円	※残高証明書を添付
	銀行借入金	円	※融資証明書を添付
	その他	円	
	計	円	
支 出	用地取得費	円	
	建設工事費	円	
	その他	円	
	計	円	

～譲受申請書の作成要領～

○ 「申請人」

- ・ 法人の場合は会社名、会社の所在地、代表者名及び印。
- ・ 印は、印鑑証明されたもの。

○ 「分譲方式（支払方法等）」

不要な文字は、二重線で消してください。

(例) 売買代金の一括払いを希望する場合

分 譲 方 式 (支払方法等)	売買代金一括払い	売買代金の延納
--------------------	----------	--------------------

○ 「延納期日」

売買代金の延納を希望する場合、売買代金の全額の支払いを完了する年（期日は原則9月末日とする。）を記入してください。

○ 「事業内容」

- ・ 当該分譲地での事業内容を、簡潔に記入してください。
- ・ 募集要領3を踏まえた計画としてください。

○ 「施設概要」

施設及び建築物等の構造及び延べ面積を記入してください。

(記入例)

事務所：RC造2F〇〇㎡、倉庫：S造平屋〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、野積み場〇〇㎡

○ 「着工年月日」及び「完了年月日」

建設工事の着工予定年月日及び完了予定年月日（事業開始予定年月日）をそれぞれ記入してください。

○ 添付書類

・ 事業計画書

当該分譲地での事業概要、操業開始スケジュール及び広島港五日市地区における港湾利用の内容（利用頻度、取扱品目、数量など〔※現在の状況及び将来計画をともに記載〕）について、具体的な計画が分かるように記入してください。

- ・ 土地利用計画図（配置図及び各階平面図など 1/300～1/1000）

○ その他

- ・ 審査のため、その他必要な書類を求めることがあります。
- ・ 事業計画を変更する場合は、その都度変更を必要とする理由、変更前後の事業計画を詳細に記載した書面により県に申請し、承認を得てください。

土地売買仮契約書

広島県を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、次のとおり土地売買に関する仮契約を締結した。

なお、この仮契約は、甲及び乙が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条第1項の許可を受けたときは、何らの手続をすることなく本契約になるものとする。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「土地」という。）を乙に現況で売り渡し、乙は甲から事前に配布された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

土地の所在	地番	地目	地積 (実測面積)
広島市佐伯区五日市港一丁目	2番5	雑種地	10,439㎡ (10,439.73㎡)

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う土地の売買代金（以下「代金」という。）は、金1,096,171,650円とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（代金の納付及び遅延利息）

第4条 乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期日（以下「納付期日」という。）までに納付しなければならない。

2 乙は、代金を前項の納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 土地の所有権は、甲及び乙が公有水面埋立法第27条第1項の許可を受け、かつ、乙が代金を甲に全額納付したときに、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、土地の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに、甲から乙に移転するものとする。

（土地の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により、土地の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

2 乙は、前項の規定による土地の引渡しについて、甲の指示に従わなければならない。

（所有権の移転の登記）

第7条 この契約による土地の所有権移転の登記は、第5条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後において、乙の請求により、甲が嘱託して行うものとし、乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による土地の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、この契約締結の時から土地の引渡しの時までの間において、当該土地が、甲

の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、第5条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該土地が種類・品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

（用途指定）

第10条 乙は、土地を生産用機械器具製造業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

（指定用途での供用を開始すべき始期）

第11条 乙は、土地の引渡しを受けた日から2年以内（以下「供用開始期限」という。）に土地を指定用途に供さなければならない。

2 乙は、土地の毀損その他やむを得ない理由により供用開始期限までに、土地を指定用途に供することができない場合は、甲に対し、供用開始期限の延期の申請をすることができる。

3 甲は、前項の申請があった場合は、甲が必要と認める期間、供用開始期限を延期することができる。

4 乙は、土地について、指定用途での供用を開始したときは、甲に対して速やかに書面によりその旨及び供用開始日を通知しなければならない。

（指定期間）

第12条 乙は、前条第4項の供用開始日からの5年間（以下「指定期間」という。）、土地を指定用途に供さなければならない。

2 乙が指定期間中において土地を指定用途以外の用途に供し、又は土地を指定用途に供さないときは、指定期間は、当該指定用途以外の用途に供し、又は指定用途に供さない期間に相当する期間、延長するものとする。ただし、当該指定用途以外の用途に供し、又は指定用途に供さないことについて、第14条第1項の規定による甲の承認を得たときは、当該承認に係る期間については、この限りでない。

（実地調査等）

第13条 甲は、指定期間が満了するまで、土地について随時調査し、又は乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告を怠ってはならない。

（指定用途の変更等）

第14条 乙は、土地の滅失、毀損その他やむを得ない理由により、指定期間満了前において、土地の全部又は一部を指定用途に供することができない場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項の規定による承認をする場合は、土地の新たな用途、当該用途に供すべき期間その他甲が必要と認める条件を付することができる。

（土地の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、代金の支払その他この契約による甲に対する金銭債務を完全に履行し、かつ、指定期間が満了するまでは、土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（禁止用途）

第16条 乙は、指定期間が満了するまでは、土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- 2 乙は、土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、土地の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に貸し付けてはならない。

（買戻し）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、土地を買戻すことができる。

- (1) 第11条第1項の規定に違反して、指定期日までに土地を指定用途に供さないとき。
(2) 第14条第1項に規定する甲の承認を得ないで、指定期間中に土地を指定用途以外の用途に供するとき。
(3) 第15条及び前条の規定に違反したとき。

2 買戻しができる期間は、指定期間満了の日までとする。

3 第1項の買戻しの特約の登記は、第7条に規定する土地の所有権の移転登記と同時に甲が囑託して行うものとし、乙は、甲に対し、買戻しの特約の登記手続に要する書類を提供し、これに協力するものとする。

4 前項の規定による買戻しの特約の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

5 甲は、指定期間が満了した場合、乙が第1項各号のいずれにも該当しないと甲が認めるときは、買戻しの特約を解除する。

（買戻しの登記の抹消）

第18条 甲は、前条第5項の規定により買戻しの特約を解除したときは、買戻し特約の登記の抹消を囑託して行うものとし、乙は、甲に対し、当該登記抹消手続に要する書類を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による買戻し特約の登記の抹消に係る登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（買戻しの費用）

第19条 甲は、第17条第1項の規定により買戻しをするときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該代金には、利息は付さない。

2 甲は、前項の場合において、乙が負担した契約の費用、乙が支払った違約金及び乙が土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（臨港地区及び分区）

第20条 乙は、土地にかかる都市計画法（昭和43年法律第100号）又は港湾法（昭和25年法律第218号）に定める臨港地区又は分区の指定については、異議の申し出をしない。

（違約金）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当することとなった理由が、乙の責めに帰することができないと甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して、乙が納付期日までに代金の納付をしないため、甲が次条第2号の規定に基づき、この契約を解除したとき。 金109,617,165円
(2) 第11条第1項の規定に違反して、指定期日までに土地を指定用途に供さないとき。 金109,617,165円
(3) 第14条第1項に規定する甲の承認を得ないで、指定期間中に土地を指定用途以外の用途に供したとき。 金328,851,495円
(4) 第14条第1項に規定する甲の承認を得ないで、指定期間中に土地を指定用途に供さなくなったとき。 金109,617,165円

- (5) 第13条第2項の規定に違反したとき。金109,617,165円
(6) 第15条又は第16条の規定に違反したとき。金328,851,495円

2 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

（乙の原状回復義務）

第23条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の承諾を得た場合を除くほか、その負担において建物その他一切の地上物件を収去し、土地を原状に回復した上、甲の指定する期日までに、土地を甲に返還しなければならない。ただし、甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、土地が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（代金の返還）

第24条 甲は、第22条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が土地を甲に返還し、かつ、土地の所有権が甲に登記された後（前条第2項の規定に該当する場合は、乙が同項の規定による金額を甲に納付した後）において、既納の代金その他この契約により甲に納付した金銭を、乙の請求により、乙に対して返還する。ただし、既納の遅延利息及び違約金については、この限りでない。

2 乙は、第22条の規定によりこの契約が解除された場合においても、当該契約解除の際に第4条第2項の規定による遅延利息又は第21条第1項の規定による違約金を甲に納付すべき債務を負っているときは、当該遅延利息及び違約金を甲に納付しなければならない。

3 第1項の規定により甲が乙に返還する代金その他の金銭には、利息を付さない。

（損害賠償）

第25条 乙は、第22条の規定によりこの契約が解除された場合は、第5条の規定により土地

の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの土地の賃借料に相当する額（甲の算定する額）を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、第4条第1項の規定に違反して納付期日までに代金を甲に納付しないため、第22条第2号の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条第1項に規定する納付期日の翌日からこの契約が解除された日までの期間に応じて、当該遅延金額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した額を損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

3 前2項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

（返還する代金の相殺）

第26条 甲は、第24条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第23条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

（費用の負担）

第27条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務・疑義の解決）

第28条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

（専属的合意管轄裁判所）

第29条 この契約に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙

土地売買及び抵当権設定仮契約書

広島県を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、次のとおり土地売買及び抵当権設定仮契約を締結した。

なお、この仮契約は、甲及び乙が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条第1項の許可を受けたときは、何らの手続をすることなく本契約になるものとする。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「土地」という。）を乙に現況で売り渡し、乙は甲から事前に配布された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

土地の所在	地番	地目	地積 (実測面積)
広島市佐伯区五日市港一丁目	2番5	雑種地	10,439㎡ (10,439.73㎡)

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う土地の売買代金（以下「代金」という。）は、金1,096,171,650円とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（即納代金）

第4条 乙は、代金のうち金_____円を即納代金（以下「即納代金」という。）として、甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期日までに、甲に納付しなければならない。

（延納の特約）

第5条 甲及び乙は、代金額1,096,171,650円から前条の即納代金額_____円を差し引いた金額_____円について、年____パーセントの割合による利息を付して、分納の方法による延納の特約をする。

（延納代金の支払期日など）

第6条 乙は、前条の規定による延納の特約に係る代金（以下「延納代金」という。）及びこれに対する同条の規定による利息（以下「延納利息」という。）を次表に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により、それぞれ同表に定める納付期日までに甲に納付しなければならない。

区 分	延納代金残額 (円)	分納代金 (円)	延納利息 (円)	納付金額 (円)	納 付 期 日	延納利息計算期間
第1期					令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
第2期					令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
第 期					令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 前項の規定は、延納代金の全部若しくは一部を一時に納付し、又は同項の規定により分納する延納代金（以下「分納代金」という。）若しくは延納利息を同項の規定による納付期日前に納付することを妨げない。

3 乙は、前項の規定により延納代金又は分納代金を甲に納付するときは、第1項の規定に

かかわらず、当該納付に係る延納代金額又は分納代金額に対する延納利息を甲の指定する期日までに甲に納付しなければならない。

（延納利息の徴収）

第7条 乙が、分納代金の全部又は一部をその納付期日の30日前までに納付したときは、甲は、当該納付した金額に対する当該納付した日の翌日から当該納付に係る分納代金の納付期日までの期間に係る延納利息を徴収しないものとし、乙が、その納付期日の29日前以後に納付したときは、甲は、当該納付した金額に対する当該納付に係る分納代金の納付期日までの延納利息を徴収するものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、即納代金又は分納代金若しくは延納利息を、その納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（延納の特約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続を要せず、直ちに第5条の規定による代金の延納の特約を解除することができる。

- (1) 乙が分納代金の納付を1月以上遅延したとき。
- (2) 乙が国税又は地方税に係る滞納処分を受けたとき。
- (3) 乙が他の債務につき、第三者から強制執行、仮差押又は破産の申立てを受けたとき。
- (4) 乙が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。
- (5) 乙が第21条の規定に違反したとき。

2 乙は、前項第2号から第4号までのいずれかに該当した場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

（延納の特約の解除に伴う未納代金の納付など）

第10条 乙は、前条第1項の規定により代金の延納の特約が解除された場合は、未納の代金に利息を付して、その元利合計額及び当該延納の特約が解除された際現に履行期の到来している延納利息で未納のものがあつ、又は第8条の規定による遅延利息を甲に納付すべき債務を負っているときは、当該未納の延納利息又は遅延利息を甲の指定する期日までに甲に納付しなければならない。

2 前項の規定による未納の代金に対する利息は、未納の代金額について、当該延納の特約が解除された日前で、この日に直近の分納代金の納付期日の翌日から、同項の規定により甲が指定する代金の納付期日までの期間に応じ、年_____パーセントの割合により算定するものとする。

3 第8条の規定は、乙が第1項の未納の代金又はこれに対する利息を同項の規定により指定した納付期日までに完納しない場合について準用する。

（所有権の移転）

第11条 土地の所有権は、甲及び乙が公有水面埋立法第27条第1項の許可を受け、かつ、乙が即納代金を甲に完納した時に、甲から乙に移転するものとする。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、土地の所有権は、乙が即納代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに、甲から乙に移転するものとする。

（土地の引渡し）

第12条 甲は、前条の規定により、土地の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

2 乙は、前項の規定による土地の引渡しについては、甲の指示に従わなければならない。
（所有権の移転の登記）

第13条 この契約による土地の所有権移転の登記は、第11条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後において、乙の請求により、甲が囑託して行うものとし、乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による土地の所有権の移転登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。
（危険負担）

第14条 乙は、この契約締結の時から土地の引渡しの時までの間において、当該土地が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第15条 乙は、第11条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該土地が種類・品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

（用途指定）

第16条 乙は、土地を生産用機械器具製造業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

（指定用途での供用を開始すべき始期）

第17条 乙は、土地の引渡しを受けた日から2年以内（以下「供用開始期限」という。）に土地を指定用途に供さなければならない。

2 乙は、土地の毀損その他やむを得ない理由により供用開始期限までに、土地を指定用途に供することができない場合は、甲に対し、供用開始期限の延期の申請をすることができる。

3 甲は、前項の申請があった場合は、甲が必要と認める期間、供用開始期限を延期することができる。

4 乙は、土地について、指定用途での供用を開始したときは、甲に対して速やかに書面によりその旨及び供用開始日を通知しなければならない。

（指定期間）

第18条 乙は、前条第4項の供用開始日からの5年間（以下「指定期間」という。）、土地を指定用途に供さなければならない。

2 乙が指定期間中において土地を指定用途以外の用途に供し、又は土地を指定用途に供さないときは、指定期間は、当該指定用途以外の用途に供し、又は指定用途に供さない期間に相当する期間、延長するものとする。ただし、当該指定用途以外の用途に供し、又は指定用途に供さないことについて、第20条第1項の規定による甲の承認を得たときは、当該承認に係る期間については、この限りでない。

（実地調査など）

第19条 甲は、指定期間が満了するまで、土地について随時調査し、又は乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告を怠ってはならない。

（指定用途の変更等）

第20条 乙は、土地の滅失、毀損その他やむを得ない理由により、指定期間満了前において、土地の全部又は一部を指定用途に供することができない場合は、あらかじめ甲の承認を得

なければならない。

- 2 甲は、前項の規定による承認をする場合は、土地の新たな用途、当該用途に供すべき期間その他甲が必要と認める条件を付することができる。

（土地の譲渡等の禁止）

第21条 乙は、代金の支払その他この契約による甲に対する金銭債務を完全に履行し、かつ、指定期間が満了するまでは、土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（禁止用途）

第22条 乙は、指定期間が満了するまでは、土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- 2 乙は、土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、土地の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に貸し付けてはならない。

（買戻し）

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、土地を買戻すことができる。

- (1) 第17条第1項の規定に違反して、指定期日までに土地を指定用途に供さないとき。
- (2) 第20条第1項に規定する甲の承認を得ないで、指定期間中に土地を指定用途以外の用途に供するとき。
- (3) 第21条及び前条の規定に違反したとき。

- 2 買戻しができる期間は、指定期間満了の日までとする。

3 第1項の買戻しの特約の登記は、第13条に規定する土地の所有権の移転登記と同時に甲が囑託して行うものとし、乙は、甲に対し、買戻しの特約の登記手続に要する書類を提供し、これに協力するものとする。

4 前項の規定による買戻しの特約の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

5 甲は、指定期間が満了した場合、乙が第1項各号のいずれにも該当しないと甲が認めるときは、買戻しの特約を解除する。

（買戻しの登記の抹消）

第24条 甲は、前条第5項の規定により買戻しの特約を解除したときは、買戻し特約の登記の抹消を囑託して行うものとし、乙は、甲に対し、当該登記抹消手続に要する書類を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による買戻し特約の登記の抹消に係る登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（買戻しの費用）

第25条 甲は、第23条第1項の規定により買戻しをするときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該代金には、利息は付さない。

2 甲は、前項の場合において、乙が負担した契約の費用、乙が支払った違約金及び乙が土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（臨港地区及び分区）

第26条 乙は、分譲地にかかる都市計画法（昭和43年法律第100号）又は港湾法（昭和25年法律第218号）に定める臨港地区又は分区の指定については、異議の申し出をしない。

（違約金）

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金とし

て甲に支払わなければならない。ただし、その該当することとなった理由が、乙の責めに帰することができないと甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第4条第1項の規定に違反して、乙が納付期日までに即納代金の納付をしないため、甲が第37条第2号の規定に基づき、この契約を解除したとき。 金109,617,165円

(2) 第17条第1項の規定に違反して、指定期日までに土地を指定用途に供さないとき。 金109,617,165円

(3) 第20条第1項に規定する甲の承認を得ないで、指定期間中に土地を指定用途以外の用途に供したとき。 金328,851,495円

(4) 第20条第1項に規定する甲の承認を得ないで、指定期間中に土地を指定用途に供さなくなったとき。 金109,617,165円

(5) 第19条第2項の規定に違反したとき。 金109,617,165円

(6) 第21条又は第22条の規定に違反したとき。 金328,851,495円

2 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（抵当権の設定）

第28条 乙は、第11条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転したときは、甲のために、代金及び延納利息（第10条第1項の規定による利息を含む。）並びに第8条（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による遅延利息（以下「代金及び利息」という。）の債務の履行を担保するため、土地の上に第1順位の抵当権を設定する。

（抵当権の及ぶ範囲）

第29条 前条の抵当権は、その目的物に付加してこれと一体をなし、又はこれに従たる物件に及ぶものとする。

（抵当物件の毀損など）

第30条 第28条の抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は毀損により乙が受けるべき金銭その他の物に対しても、これを行うことができる。乙が同条の抵当権の目的物の上に設定した物権の対価についても同様とする。

（抵当権の担保範囲）

第31条 第28条の抵当権は、代金及び利息の債務の履行を担保するほか、同条に規定する抵当権の実行の費用、第27条に規定する違約金及び債務の不履行により生じた損害賠償債務の履行を担保する。

（抵当権の設定の登記）

第32条 第28条の抵当権の設定の登記は、第13条第1項の規定により甲が行う土地の所有権移転登記の嘱託と併せて、甲が嘱託して行うものとし、乙は、甲に対し、抵当権の設定の登記手続に要する書類を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による抵当権の設定の登記に係る登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（抵当権の特別の登記）

第33条 第28条に規定する抵当権をもって担保する延納利息及び遅延利息並びに債務の不履行による損害賠償について、甲が登記の請求をしたときは、乙は、直ちにこれに関する特別の登記をするものとする。

（抵当権の実行）

第34条 甲は、乙が代金及び利息その他この契約による甲に対する金銭債務を履行しないときは、第28条に規定する抵当権を実行することができる。

（強制執行の認諾）

第35条 乙は、代金及び利息その他この契約による甲に対する金銭債務を履行しないときは、第28条の抵当権の目的となっている財産以外の財産について、直ちに強制執行を受けても異議を申し立てない。

- 2 乙は、甲が第28条の抵当権の実行に先立って、前項の強制執行をしても異議を申し立てない。

（換価金の充当）

第36条 甲は、第34条の規定により抵当権を実行し、又は前条の規定により強制執行をしたときは、その処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、代金及び利息その他この契約による甲に対する金銭債務の支払に充当する。

（契約の解除）

第37条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

（土地の原状回復）

第38条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の承諾を得た場合を除くほか、その負担において建物その他一切の地上物件を収去し、土地を原状に回復した上、甲の指定する期日までに、土地を甲に返還しなければならない。ただし、甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、土地が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項に定めるところにより土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（代金の返還）

第39条 甲は、第37条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が土地を甲に返還し、かつ、土地の所有権が甲に登記された後（前条第2項の規定に該当する場合は、乙が同項の規定による金額を甲に納付した後）において、既納の代金その他この契約により甲に納付した金銭を、乙の請求により、乙に対して返還する。ただし、既納の遅延利息及び違約金については、この限りでない。

- 2 乙は、第37条の規定によりこの契約が解除された場合においても、当該契約解除の際現に第8条（第10条第3項において準用する場合も含む。）の規定による遅延利息若しくは第27条第1項の規定による違約金を甲に納付すべき債務を負っているときは、当該遅延利

売買仮契約書ひな型（延納用）（県の必要に応じて文言を変更することがあります。）

息及び違約金を甲に納付しなければならない。

3 第1項の規定により甲が乙に返還する代金その他の金銭には、利息を付さない。

（損害賠償）

第40条 乙は、第37条の規定によりこの契約が解除された場合は、第11条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの土地の賃借料に相当する額（甲の算定する額）を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、第4条第1項の規定に違反して納付期日までに即納代金を甲に納付しないため、第37条第2号の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条第1項に規定する納付期日の翌日からこの契約が解除された日までの期間に応じて、当該遅延金額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した額を損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

3 前2項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

（返還する代金の相殺）

第41条 甲は、第39条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第38条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

（費用の負担）

第42条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務・疑義の解決）

第43条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

（裁判管轄）

第44条 この契約に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙

地勢条件等について

1 地勢条件

(1) 土地の残留沈下量

地盤改良工事が完了しており、圧密沈下後の土地の残留沈下量が 10 cm以下となることを確認しています。

(構造物の建設に際しては、地耐力の検討が必要です。また、予測残留沈下量は理論計算による予測値であり、将来予測を超える沈下が発生する可能性がないとはいえません。

(2) 護岸基礎

護岸付近(内護岸含む)では、構造物建設時に基礎杭の埋設について注意が必要です。

護岸の構造は、別紙「配置計画図」及び「標準断面図」のとおりです。

(3) 土質柱状図

分譲地の周辺で行ったボーリング調査の結果は、別紙「配置計画図」及び「土質柱状図」のとおりです(ボーリング結果は、土地造成工事開始前のものであるため、注意してください。)

2 道路

別紙「配置計画図」のとおりです。

道路と分譲地(+5.6m)の境は、段差が生じる可能性があります。

なお、分譲地に面する道路の構造については、西側はB-B断面を、南側はC-C断面を参照してください。

3 上下水道管

(1) 配置計画

別紙計画図のとおりです。

(2) 公共下水道への汚水の排除基準

特定事業場(水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる特定施設を有する事業場)及びその他事業場の排除基準は、下水道法や広島市下水道条例に基づく別紙「下水道排除基準」のとおりです。

汚水の水質が、排除基準に適合しない場合は、除外施設を設置し、又は必要な措置をしなければなりません。

図面番号	／	縮 尺	1:2500
工 種			
種 別	配置計画図	番 号	1 / 1
港湾名	国際拠点港湾広島島港（五日市地区）		
路線名			
広島県広島港湾振興事務所			



● ボーリング調査
 ※土質柱状図は標高表記 (=T. P表記)
 分譲地計画地盤高は標高7.44m (=C. D. L+5.6m)

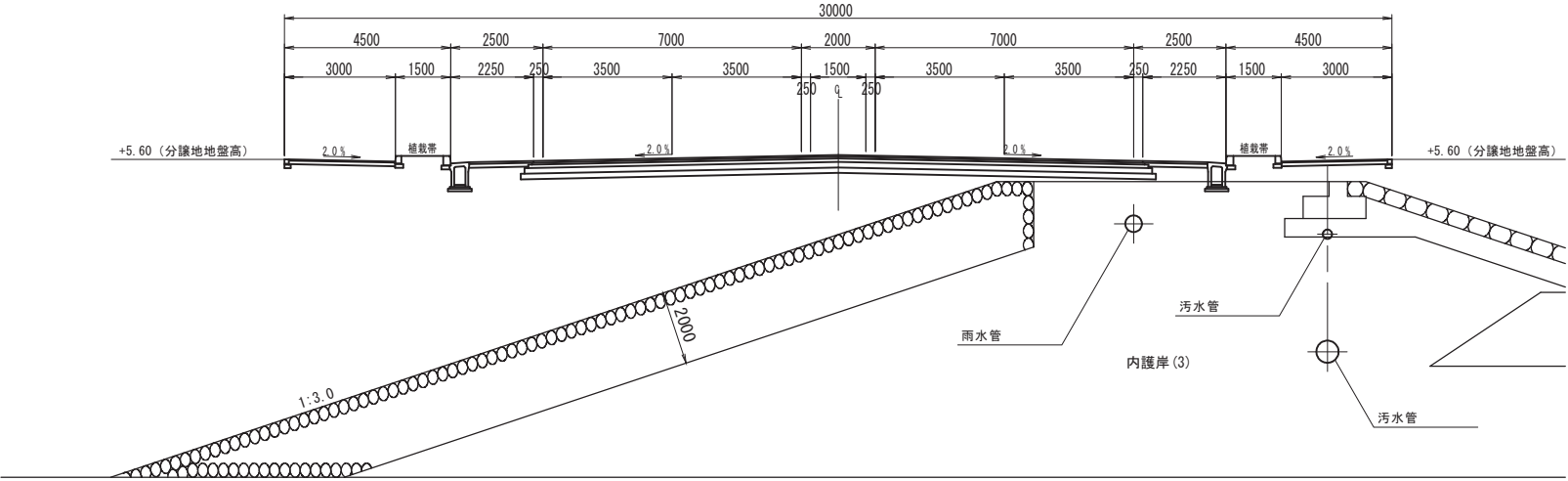
道路標準断面图
S=1:200 (A3)

A-A断面

处理区 (3)

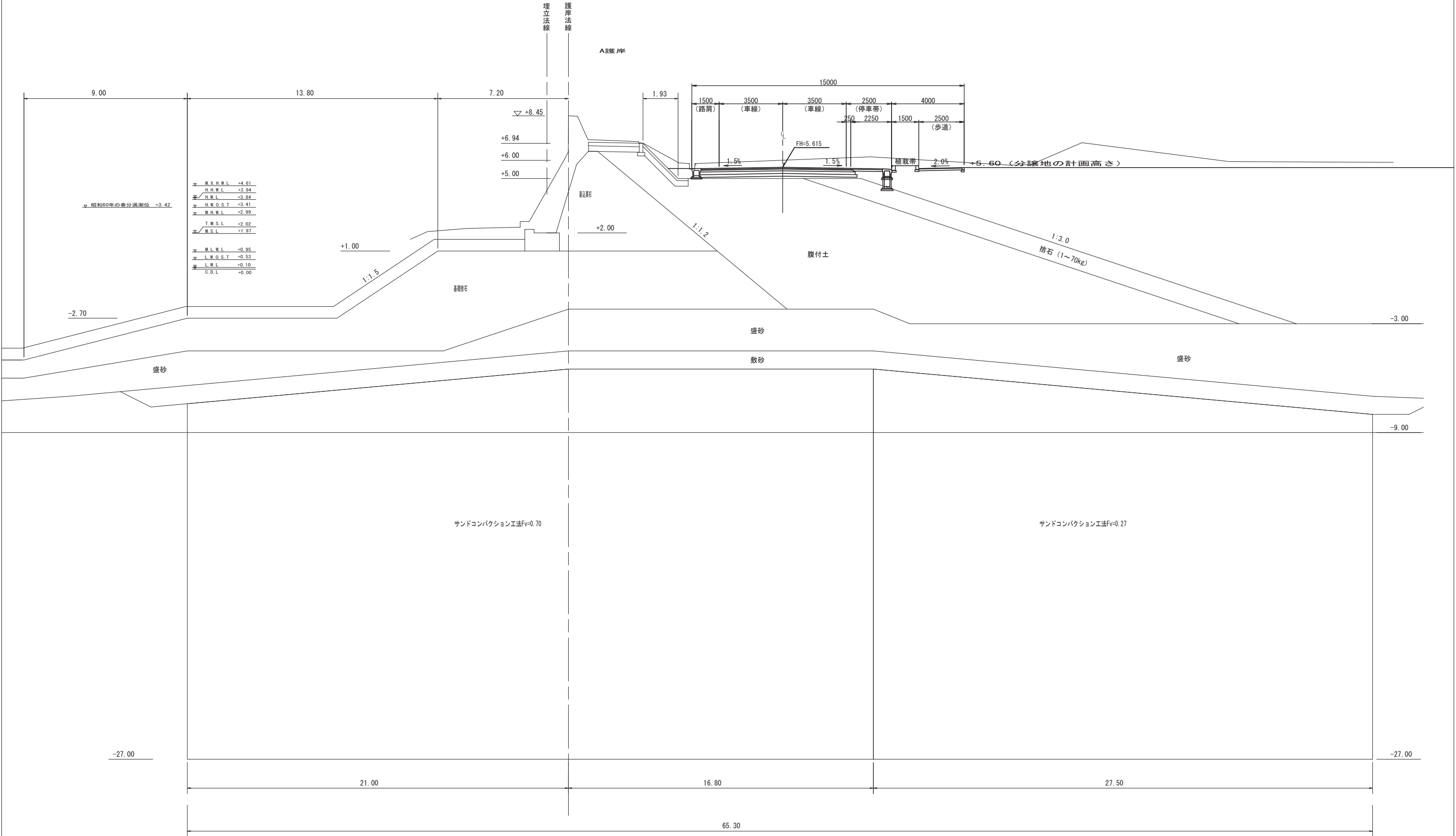
FH=5.690

处理区 (2)



DL=C. D. L+0.00

道路標準断面図
S=1:200 (A3)
C-C断面



土 質 柱 状 図										報 告 用 紙									
調 査 名 広島港港湾環境整備土質調査(1工区)										調査年月日 60年 1 月 29 日									
調 査 地 点 広島県佐伯郡五日市町吉見園沖										標 高 - 8.84 m ~ 60年 2 月 2 日									
ボーリング孔: No. 4 機種 東邦 D2 G 孔内水位(自然, 泥) 潮位 m 調査責任者																			
標 尺 m	標 高 m	深 さ m	層 厚 m	観 察 記 録				標 準 貫 入 試 験										採取試料・原位置試験	
				土質記号	土質名	色 調	記 事	深 さ m	打撃 回数 貫入量 mm/cm	10 cm ごと の 打 撃 回 数	10 cm	20 cm	30 cm	N 値	試料 番号	測定 番号	深 さ m	方 法	
0							粘土主体 ・シルト分多し 頁片 極く少量含有 粘性大							0					
1														2	1	1.00	C		
2															2	1.80	T		
3															3	3.00	C		
4															4	3.80	T		
5															5	5.00	C		
6															6	5.80	T		
7															7	7.00	C		
8															8	7.80	T		
9															9	9.00	C		
10															10	9.80	T		
11															11	11.00	C		
12															12	11.80	T		
13															13	13.00	C		
14															14	13.80	T		
15															15	15.00	C		
16															16	15.80	T		
17	-25.84	17.10	17.10		シルト質粘土	暗 灰									17	17.00	C		
18	-26.84	18.00	0.90		粘土質砂	暗 灰	細~中砂多し 粘土分やや多し	18.0							18	17.80	T		
19		18.50	0.50				細~中砂 シルト分多く含有 シルトの薄層を互層状 に挟在する。 18.5~18.9m}は 20.8~21.0m}は	18.5	6/32	6					19	18.50	P		
20		18.90	0.40					19.0	14/30	12					20	18.90	C		
21	-29.84	20.80	1.90		シルト質砂	暗黒灰	シルト主体層	20.0							21	19.50	P		
22		21.00	0.20				細~粗砂 シルト分若干含有	20.5	6/30	6					22	20.00			
23	-30.84	22.00	1.00		シルト混砂	暗 灰		21.0							23	20.50	P		
24		22.30	0.30					21.5	25/30	23					24	21.00	C		
25		22.70	0.40				細~中砂主体 シルトの薄層と細互層 をなす。 22.0~22.3 22.7~22.9 23.7~24.3 24.8~25.3	22.5	31/30	18					25	21.50	P		
26		22.70	0.20					23.0							26	22.00	P		
27		23.70	0.80					23.5	23/30	22					27	22.30	P		
28		24.30	0.60					24.0							28	22.70	P		
29		24.80	0.50					24.5	14/30	10					29	23.50	P		
30	-34.14	25.30	0.50		シルト質砂	暗黒灰	シルト層(有機物多し)	25.0							30	24.00	P		
31								25.5	24/30	16					31	24.80			
32								26.0							32	25.00	C		
33								26.5	42/30	34					33	25.50	P		
34								27.0							34	26.00	P		
35								27.5	47/30	42					35	26.50	P		
36	-36.84	28.00	2.70		シルト礫混砂	暗青灰	小礫 Rate = 0.5cm 10~20%程度 含有する。	28.0							36	27.00	P		
37								28.5	50/32	47					37	27.50	P		
38															38	28.00			
39															39	28.50	P		
40																			

備考

注1) 試料採取方法の記号

T: シンウォールサンプラー F: フォイルサンプラー
P: 標準貫入試験用サンプラー O: オーガー
D: デニソン型サンプラー

注2) 原位置試験方法の記号

土 質 柱 状 図				報 告 用 紙			
-----------	--	--	--	---------	--	--	--

調 査 名 広島港港湾環境整備土質調査(1工区)

調査年月日 60年 2月 15日

調 査 地 点 広島県佐伯郡五市町吉見園沖

標 高 - 9.33 m

~ 60年 2月 20日

ボーリング孔: No. 7

機種 東邦 D2G

孔内水位(自然、泥) 潮位 m

調査責任者

標 尺 m	標 高 m	深 さ m	層 厚 m	観 察 記 録				標 準 貫 入 試 験				採取試料・原位置試験						
				土質記号	土質名	色調	記事	深さ m	打撃 回数 貫入量 mm/cm	10 cm ごと の打撃回数	10 cm	20 cm	30 cm	N 値	試料 番号	測定 番号	深さ m	方 法
0							粘土主体 シルト分多く含有する							0				
1				Q			頁片、極く少量含有する							2			1.00	
2				Q			粘性大							4			1.80	T
3														6			3.00	C
4				Q										8			3.80	T
5				Q										10			5.00	C
6				Q										12			5.80	T
7				Q										14			7.00	C
8				Q										16			7.80	T
9				Q										18			9.00	C
10				Q										20			9.80	T
11				Q										22			11.00	C
12				Q										24			11.80	T
13				Q										26			13.00	C
14				Q										28			13.80	T
15														30			15.00	C
16				D										32			15.80	T
17	-26.63	17.30	17.30		シルト質粘土	暗 灰								34			17.00	C
18		18.00	0.70	rr			シルト主体 砂の薄層を挟む	18.0						36			17.80	T
19		18.50	0.50	rr			17.3~18.0は砂質シルト 18.0~18.5はシルト質砂 上粒砂分多し	18.5	3/51	3				38			18.00	C
20	-29.23	19.90	1.40	rr	有機質シルト	暗黒灰	有機物多く含有する。	19.0						40			18.50	P
21		20.20	0.30	rr				19.5	8/30	5				42			19.00	P
22		20.80	0.60	rr			細砂~中砂主体 シルトの薄層を互層状に挟む	20.0	23/30	17	24			44			19.50	P
23	-30.63	21.30	0.50	rr	シルト質砂	暗青灰	19.9~20.2M 砂質シルト 20.8~21.3M 砂質シルト	21.0						46			20.00	P
24							中砂~粗砂分多し シルト分少量含有	21.5	22/30	9	30			48			20.50	P
25	-31.93	22.60	1.30		シルト混砂	暗青灰		22.0						50			21.00	P
26								22.5	28/40	25				52			21.50	P
27	-33.63	24.30	1.70		シルト礫 混砂	暗 灰 暗青灰	細~粗砂 亜円~亜角礫 26% φ _{ave} = 0.5cm φ _{max} = 3cm	23.0						54			22.00	P
28							シルト分少量含有	23.5	33/30	29				56			23.00	P
29								24.0						58			23.50	P
30	-35.33	26.00	1.70		粘土礫混 砂	黄緑灰	細~粗砂 亜円~亜角礫 26% φ _{ave} = 0.5cm	24.5	41/30	32	46			60			24.30	P
31							粘土分多し	25.0						62			24.80	P
32								25.5	45/30	45				64			25.00	P
33								26.0						66			25.50	P
34								26.5	51/30	49				68			26.00	P
35														70			26.50	P

備考

注1) 試料採取方法の記号

T: シンウォールサンブラー F: フォイルサンブラー
P: 標準貫入試験用サンブラー O: オーガー
D: デニソン型サンブラー

注2) 原位置試験方法の記号

地盤調査ボーリング柱状図

調査番号 BOR No. 13
 $X = -182,815.266$
 $Y = 19,027.879$

調 查 名 港灣環境整備土質調査(2工区)

調 査 地 広島県佐伯郡五日市町吉見園沖

調査期間 昭和60年1月 日～60年2月 日

標高 GH = -7.93 m

調査方法 Rotary Boring

孔内水位 _____ 海水位 _____

[illegible]

地盤調査ボーリング柱状図

ボーリング番号	第21	工 法	Rotary Boring	備 考:
調 査 名	広島港港域整備に伴う土質調査(3工区)			X-183099.113
調 査 地	広島県五日市町吉見岡沖			Y-18919.089
調 査 期 間	昭和 年 月 日 ~ 年 月 日			
標 高	C.P.I. - 8.55 m	孔内水位	海水面 (m)	

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	層厚 (m)	採取 位置	土質 記号	色 調	土質 名	記 事	相対 深度 m	標準貫入試験結果									
										試験 深度 (m)	N 値	10cm毎の 打撃回数			O.C.U. (kgf/cm ²)				
												0	10	20	実測N値				
										回/cm	10	20	30	0	10	20	30	40	50
	-8.55																		
1								青灰色の泥 貝殻混入											
2				2.00	TS			上部は泥工化											
3				2.75					粘着に 乾くが、										
4				4.00	TS			全般的に貝殻片 と非鉄に多く混入											
5				4.80															
6				6.00	TS			GL-8.00m付近に 水道あり											
7				6.80															
8								GL-8.00~8.80m 7.4mより5mまで 多数の貝殻片と水道あり が認められる											
9				9.00	TS														
10				10.00	TS			GL-9.50~9.80m 間には水道ありが 介在する											
11				10.80															
12				12.00	TS			GL-15.00m付近に 水道ありが認められる											
13				12.80															
14				14.00	TS														
15				14.80															
16	-24.05	15.50	15.50	16.00	TS			青灰色の泥 貝殻混入 GL-15.00m付近に 水道ありが認められる											
17	-25.25	16.70	1.20	16.70				シルト質粘土 シルト分20%前後 混入 有線(1/25)	ゆるい	17.00	9/30	3	3	3					
18	-26.25	17.70	1.00					全般的にアモニウム Eの混入する	中位	18.00	8/31	2	3	3/11					
19	-27.25	18.70	1.00							19.00	16/30	6	6	4					
20								全般的に粘り気 が強いが、GL-19.00m 附近は粘土工	中位	20.00	22/30	7	7	8					
21										21.00	19/30	4	6	9					
22	-30.15	21.60	2.90					全般的に粘り気 が強いが、GL-30.15m 以下は、GL-30.15m 50%程度混入	非常に 硬い	22.00	50/24	13	20	17/4					
23								全般的に粘り気 が強いが、GL-30.15m 以下は、GL-30.15m 50%程度混入		23.00	38/30	11	12	15					
24	-32.85	24.30	2.70							24.00	46/30	11	17	18					
25																			

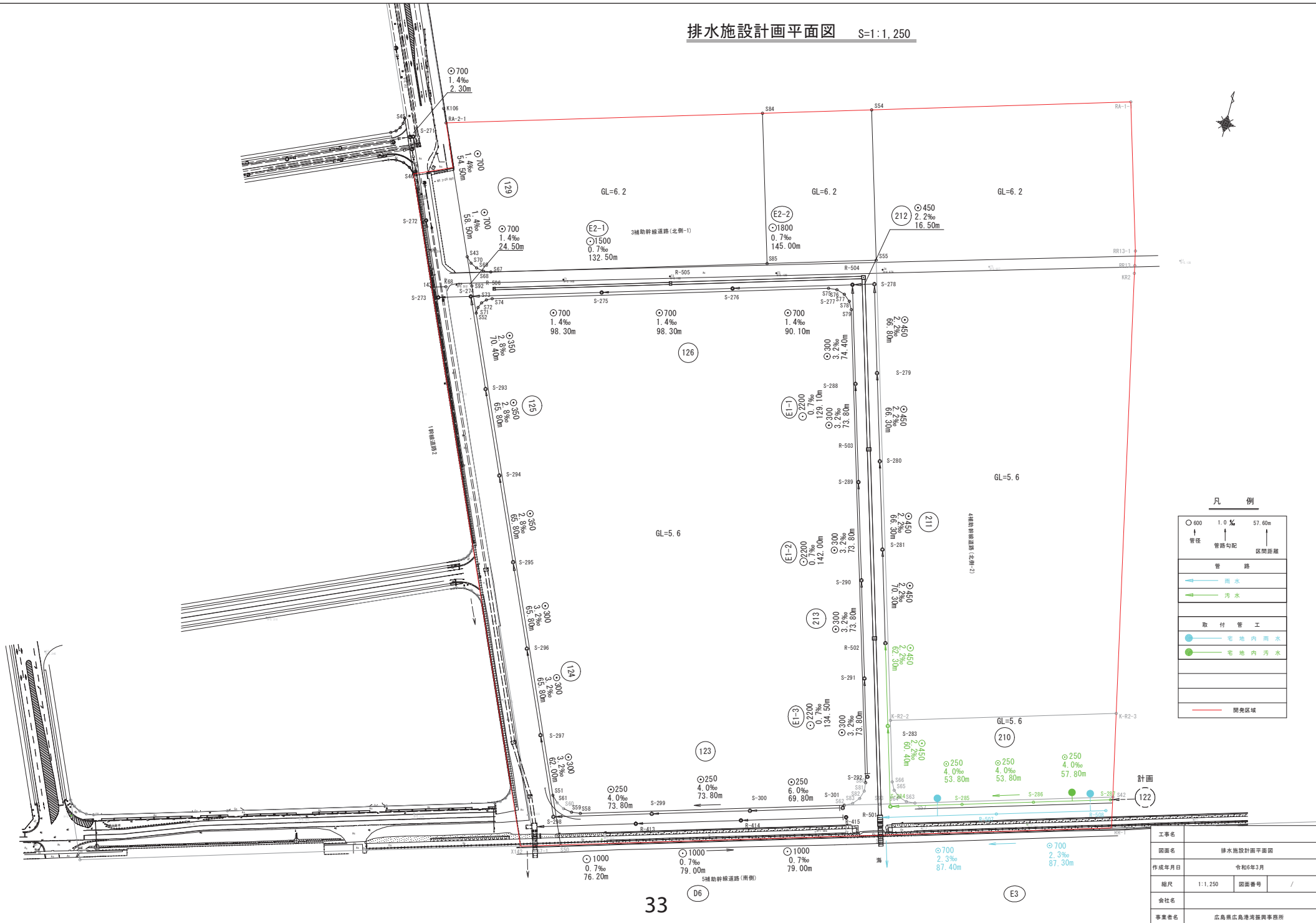
注) 試料採取方法の記号

TS 不攪乱試料

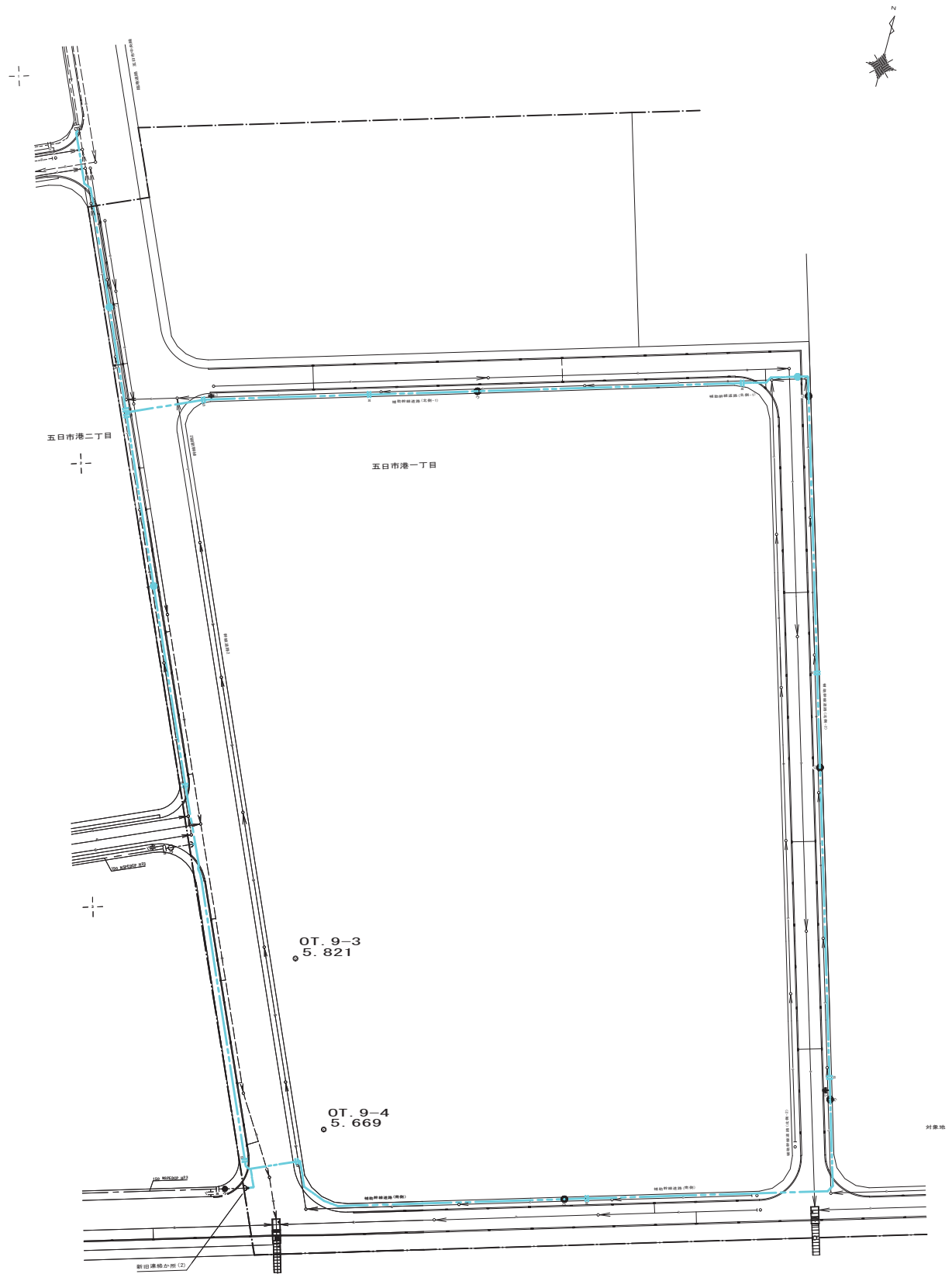
○ 貫入試験による試料

● コア試料

排水施設設計画平面図 S=1:1,250



平面図（水道管） S=1/1000



当分譲地では、瀬戸内海環境保全特別措置法により、次の「水質汚濁防止法施行令別表第一」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二」に掲げられた特定施設の設置には県知事の許可が必要となります。

ただし、特定施設であっても、公共下水に接続するものは設置可能です。

○水質汚濁防止法施行令別表第一 （第一条関係）

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 選炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 掘削用の泥水分離施設

一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 湯煮施設

三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ ろ過施設
- ニ 分離施設
- ホ 精製施設

八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸留施設

十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設

ニ 真空濃縮施設

ホ 水洗式脱臭施設

十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設

十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 分離施設

十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ 分離施設

ニ 洗だめ及びこれに類する施設

十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 精製施設

十六 麺類製造業の用に供する湯煮施設

十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 湯煮施設
- ハ 洗浄施設

十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式脱臭施設
- ロ 洗浄施設

十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ まゆ湯煮施設
- ロ 副蚕処理施設
- ハ 原料浸せき施設
- ニ 精練機及び精練そう
- ホ シルケツト機
- ヘ 漂白機及び漂白そう
- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設

二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗毛施設
- ロ 洗化炭施設

二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式紡糸施設
- ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
- ハ 原料回収施設

二十一の二 一般製材業又は木材チツプ製造業の用に供する湿式パーカー

二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式パーカー
- ロ 接着機洗浄施設

二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式パーカー
- ロ 薬液浸透施設

二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 湿式パーカー

ハ 碎木機
ニ 蒸解施設
ホ 蒸解廃液濃縮施設
ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
ト 漂白施設
チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
リ セロハン製膜施設
ヌ 湿式繊維板成型施設
ル 廃ガス洗浄施設
二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 自動式フィルム現像洗浄施設
ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 分離施設
ハ 水洗式破碎施設
ニ 廃ガス洗浄施設
ホ 湿式集じん施設
二十五 削除
二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗浄施設
ロ ろ過施設
ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
ホ 廃ガス洗浄施設
二十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 遠心分離機
ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
ヌ 廃ガス洗浄施設
ル 湿式集じん施設
二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 湿式アセチレンガス発生施設
ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
ヘ クロブレノンモノマー洗浄施設
二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
ロ 静置分離器
ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 蒸留施設
ハ 遠心分離機
ニ ろ過施設
三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
ハ 遠心分離機
ニ 廃ガス洗浄施設
三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 縮合反応施設
ロ 水洗施設
ハ 遠心分離機
ニ 静置分離器
ホ 弗(ふつ)素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
リ 廃ガス洗浄施設
ヌ 湿式集じん施設
三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 脱水施設
ハ 水洗施設
ニ ラテックス濃縮施設
ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 蒸留施設
ロ 分離施設
ハ 廃ガス洗浄施設
三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 廃酸分離施設
ロ 廃ガス洗浄施設
ハ 湿式集じん施設
三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗浄施設
ロ 分離施設
ハ ろ過施設
ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
タ 廃ガス洗浄施設
三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料精製施設
ロ 塩析施設
三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱酸施設
ロ 脱臭施設
四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗淨施設
ロ 抽出施設
四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 石灰づけ施設
ハ 洗淨施設
四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設
ロ 脱水施設
四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 水洗施設
ロ ろ過施設
ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
ニ 廃ガス洗淨施設
四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 動物原料処理施設
ロ ろ過施設
ハ 分離施設
ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
ホ 廃ガス洗淨施設
四十八 火薬製造業の用に供する洗淨施設
四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 脱塩施設
ロ 原油常圧蒸留施設
ハ 脱硫施設
ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設
ホ 潤滑油洗淨施設
五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗淨施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 洗淨施設
ロ 石灰づけ施設
ハ タンニンづけ施設
ニ クロム浴施設
ホ 染色施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 研摩洗淨施設
ロ 廃ガス洗淨施設
五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 抄造施設
ロ 成型機
ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
五十五 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 水洗式破碎施設

ロ 水洗式分別施設
ハ 酸処理施設
ニ 脱水施設
五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 水洗式破碎施設
ロ 水洗式分別施設
六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗淨施設
ハ 圧延施設
ニ 焼入れ施設
ホ 湿式集じん施設
六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 還元そう
ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
ハ 焼入れ施設
ニ 水銀精製施設
ホ 廃ガス洗淨施設
ヘ 湿式集じん施設
六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 焼入れ施設
ロ 電解式洗淨施設
ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
ニ 水銀精製施設
ホ 廃ガス洗淨施設
六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設
ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
イ 沈でん施設
ロ ろ過施設
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ちゅう房施設
ロ 洗濯施設
ハ 入浴施設
六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待

- をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 入浴施設
- 六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 六十九の二 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 卸売場
- ロ 仲卸売場
- 七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
- 七十の二 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 七十一 自動車両洗浄施設
- 七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ 焼入れ施設
- 七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
- 七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を行つて行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
- 七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
- 七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
- 七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
- 七十三 下水道終末処理施設
- 七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

〇ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二（第一条関係）

- 一 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 二 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 三 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 四 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 五 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 六 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設

- 七 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 硫酸濃縮施設
- ロ シクロヘキサン分離施設
- ハ 廃ガス洗浄施設
- 八 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 水洗施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- 九 四―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 乾燥施設
- ハ 廃ガス洗浄施設
- 十 二・三―ジクロロー・四―ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- 十一 八・十八―ジクロロー五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジインドロ〔三・二―b・三・二―m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
- ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
- ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
- ニ 熱風乾燥施設
- 十二 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 廃ガス洗浄施設
- ロ 湿式集じん施設
- 十三 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 精製施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- ハ 湿式集じん施設
- 十四 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 精製施設
- ハ 廃ガス洗浄施設
- 十五 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの
- イ 廃ガス洗浄施設
- ロ 湿式集じん施設
- 十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
- 十七 フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ プラズマ反応施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- ハ 湿式集じん施設
- 十八 下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
- 十九 第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

広島市の下水道排除基準

令和6年4月1日現在

項 目 \ 対 象		特定事業場			その他の工場または事業場			
		排水量 50 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満 30 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満	排水量 50 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満		
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		
	シ ア ン 化 合 物		1 mg/L 以下			1 mg/L 以下		
	有 機 燐 化 合 物		1 mg/L 以下			1 mg/L 以下		
	鉛 及 び そ の 化 合 物		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.2mg/L 以下			0.2mg/L 以下		
	砒 素 及 び そ の 化 合 物		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L 以下			0.005 mg/L 以下		
	ア ル キ ル 水 銀 化 合 物		検出されないこと			検出されないこと		
	ポ リ 塩 化 ビ フェ ニ ル		0.003 mg/L 以下			0.003 mg/L 以下		
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下		
	四 塩 化 炭 素		0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下		
	1，2－ジ ク ロ ロ エ タ ン		0.04 mg/L 以下			0.04 mg/L 以下		
	1，1－ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		1 mg/L 以下			1 mg/L 以下		
	シス-1,2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		0.4 mg/L 以下			0.4 mg/L 以下		
	1，1,1-ト リ ク ロ ロ エ タ ン		3 mg/L 以下			3 mg/L 以下		
	1，1,2-ト リ ク ロ ロ エ タ ン		0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下		
	1，3－ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン		0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下		
	チ ウ ラ ム		0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下		
	シ マ ジ ン		0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		
	チ オ ベ ン カ ル ブ		0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下		
	ベ ン ゼ ン		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物		0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下		
	ほう素及びその化合物		A	10 mg/L 以下			10 mg/L 以下	
			B	230 mg/L 以下			230 mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物		A	8 mg/L 以下			8 mg/L 以下	
			B	15 mg/L 以下			15 mg/L 以下	
	1，4－ジ オ キ サ ン		0.5 mg/L 以下			0.5 mg/L 以下		
	ダ イ オ キ シ ン 類		10pg-TEQ/L 以下			10pg-TEQ/L 以下		

項 目 \ 対 象		特定事業場			その他の工場または事業場	
		排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満 30 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満	排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満
生活環境項目等	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下			2 mg/L 以下	
	フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		5 mg/L 以下	
	銅 及 び そ の 化 合 物	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下		3 mg/L 以下	
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下		2 mg/L 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L 未満			600 mg/L 未満	
	浮遊物質(SS)	600 mg/L 未満			600 mg/L 未満	
	窒素含有量	240 mg/L 未満	240 mg/L 未満		240 mg/L 未満	
	燐含有量	32 mg/L 未満	32 mg/L 未満		32 mg/L 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		5 mg/L 以下	
	動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下		30 mg/L 以下	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満		5を超え9未満	
	温度	45℃未満				
	汚濁物質消費量	220 mg/L 未満				

【備考】

1. 内は直罰、 内は除害施設(下水による障害を除去するために必要な施設)の設置等に係る規制基準です。
2. 排水量とは、一日当りの平均的な排水の量のことです。
3. 特定施設のうち「排水量 50 m³/日未満 30 m³/日以上」の基準は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 46 年広島県条例第 69 号)第7条第2項の規定により「シアン又はクロムを使用する特定事業場」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場」に適用されます。
4. 「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」の基準は、次の処理区内の事業場に適用されます。
A: 千田・江波・和田処理区
B: 旭町・西部・東部(旧大州処理区を含む。)処理区
5. 特定施設の「ダイオキシン類」の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に規定する水質基準対象施設(特定施設)に適用されます。
6. 除害施設の設置等に係る「ダイオキシン類」の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設以外の事業場では、下水処理区によっては適用されない場合があります。
7. 「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「亜鉛及びその化合物」の基準は、事業場の業種によっては暫定基準が適用されます。

日本標準産業分類（14回改定）令和5年7月改定

大分類 D 建設業

中分類 06 総合工事業

- 060 管理, 補助的経済活動を行う事業所(06総合工事業)
- 061 一般土木建築工事業
- 062 土木工事業(舗装工事業を除く)
- 063 舗装工事業
- 064 建築工事業(木造建築工事業を除く)
- 065 木造建築工事業
- 066 建築リフォーム工事業

中分類 07 職別工事業(設備工事業を除く)

- 070 管理, 補助的経済活動を行う事業所(07職別工事業)
- 071 大工工事業
- 072 とび・土工・コンクリート工事業
- 073 鉄骨・鉄筋工事業
- 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
- 075 左官工事業
- 076 板金・金物工事業
- 077 塗装工事業
- 078 床・内装工事業
- 079 その他の職別工事業

中分類 08 設備工事業

- 080 管理, 補助的経済活動を行う事業所(08設備工事業)
- 081 電気工事業
- 082 電気通信・信号装置工事業
- 083 管工事業(さく井工事業を除く)
- 084 機械器具設置工事業
- 089 その他の設備工事業

大分類 E 製造業

中分類 09 食料品製造業

- 090 管理, 補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)
- 091 畜産食料品製造業
- 092 水産食料品製造業
- 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
- 094 調味料製造業
- 095 砂糖・でんぷん糖類製造業
- 096 精穀・製粉業
- 097 パン・菓子製造業
- 098 動植物油脂製造業
- 099 その他の食料品製造業

中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業

- 100 管理, 補助的経済活動を行う事業所(10飲料・たばこ・飼料製造業)
- 101 清涼飲料製造業
- 102 酒類製造業
- 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 104 製氷業
- 105 たばこ製造業
- 106 飼料・有機質肥料製造業

中分類 11 繊維工業

- 110 管理, 補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)
- 111 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業
- 112 織物業
- 113 ニット生地製造業
- 114 染色整理業
- 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業
- 116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)
- 117 下着類製造業
- 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
- 119 その他の繊維製品製造業

中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)

- 120 管理, 補助的経済活動を行う事業所(12木材・木製品製造業)
- 121 製材業, 木製品製造業
- 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業
- 123 木製容器製造業(竹, とうを含む)
- 129 その他の木製品製造業(竹, とうを含む)

中分類 13 家具・装備品製造業

- 130 管理, 補助的経済活動を行う事業所(13家具・装備品製造業)
- 131 家具製造業
- 132 宗教用具製造業
- 133 建具製造業
- 139 その他の家具・装備品製造業

中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業

- 140 管理, 補助的経済活動を行う事業所(14パルプ・紙・紙加工品製造業)
- 141 パルプ製造業
- 142 紙製造業
- 143 加工紙製造業
- 144 紙製品製造業
- 145 紙製容器製造業
- 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

中分類 15 印刷・同関連業

- 150 管理, 補助的経済活動を行う事業所(15印刷・同関連業)
- 151 印刷業
- 152 製版業
- 153 製本業, 印刷物加工業
- 159 印刷関連サービス業

中分類 16 化学工業

- 160 管理, 補助的経済活動を行う事業所(16化学工業)
- 161 化学肥料製造業
- 162 無機化学工業製品製造業
- 163 有機化学工業製品製造業
- 164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 165 医薬品製造業
- 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
- 169 その他の化学工業

中分類 17 石油製品・石炭製品製造業

- 170 管理, 補助的経済活動を行う事業所(17石油製品・石炭製品製造業)
- 171 石油精製業
- 172 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)
- 173 コークス製造業
- 174 舗装材料製造業
- 179 その他の石油製品・石炭製品製造業

中分類 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)

- 180 管理, 補助的経済活動を行う事業所(18プラスチック製品製造業)
- 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
- 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
- 183 工業用プラスチック製品製造業
- 184 発泡・強化プラスチック製品製造業
- 185 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)
- 189 その他のプラスチック製品製造業

中分類 19 ゴム製品製造業

- 190 管理, 補助的経済活動を行う事業所(19ゴム製品製造業)
- 191 タイヤ・チューブ製造業
- 192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
- 193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
- 199 その他のゴム製品製造業

中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業

- 200 管理, 補助的経済活動を行う事業所(20なめし革・同製品・毛皮製造業)
- 201 なめし革製造業
- 202 工業用革製品製造業(手袋を除く)
- 203 革製履物用材料・同附属品製造業
- 204 革製履物製造業
- 205 革製手袋製造業
- 206 かばん製造業
- 207 袋物製造業
- 208 毛皮製造業
- 209 その他のなめし革製品製造業

中分類 21 窯業・土石製品製造業

- 210 管理, 補助的経済活動を行う事業所(21窯業・土石製品製造業)
- 211 ガラス・同製品製造業
- 212 セメント・同製品製造業
- 213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)
- 214 陶磁器・同関連製品製造業
- 215 耐火物製造業
- 216 炭素・黒鉛製品製造業
- 217 研磨材・同製品製造業
- 218 骨材・石工品等製造業
- 219 その他の窯業・土石製品製造業

中分類 22 鉄鋼業

- 220 管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)
- 221 製鉄業
- 222 製鋼・製鋼圧延業
- 223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- 224 表面処理鋼材製造業
- 225 鉄素形材製造業
- 229 その他の鉄鋼業

中分類 23 非鉄金属製造業

- 230 管理, 補助的経済活動を行う事業所(23非鉄金属製造業)
- 231 非鉄金属第1次製錬・精製業
- 232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
- 233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
- 234 電線・ケーブル製造業
- 235 非鉄金属素形材製造業
- 239 その他の非鉄金属製造業

中分類 24 金属製品製造業

- 240 管理, 補助的経済活動を行う事業所(24金属製品製造業)
- 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
- 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
- 243 暖房装置・配管工事用附属品製造業
- 244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)
- 245 金属素形材製品製造業
- 246 金属被覆・彫刻業, 熱処理業(ほうろう鉄器を除く)
- 247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)
- 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 249 その他の金属製品製造業

中分類 25 はん用機械器具製造業

- 250 管理, 補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)
- 251 ボイラ・原動機製造業
- 252 ポンプ・圧縮機器製造業
- 253 一般産業用機械・装置製造業
- 259 その他のはん用機械・同部分品製造業

中分類 26 生産用機械器具製造業

- 260 管理, 補助的経済活動を行う事業所(26生産用機械器具製造業)
- 261 農業用機械製造業(農業用器具を除く)
- 262 建設機械・鉱山機械製造業
- 263 繊維機械製造業
- 264 生活関連産業用機械製造業
- 265 基礎素材産業用機械製造業
- 266 金属加工機械製造業
- 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

中分類 27 業務用機械器具製造業

- 270 管理, 補助的経済活動を行う事業所(27業務用機械器具製造業)
- 271 事務用機械器具製造業
- 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業
- 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
- 274 医療用機械器具・医療用品製造業
- 275 光学機械器具・レンズ製造業
- 276 武器製造業

中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

- 280 管理, 補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)
- 281 電子デバイス製造業
- 282 電子部品製造業
- 283 記録メディア製造業
- 284 電子回路製造業
- 285 ユニット部品製造業
- 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

中分類 29 電気機械器具製造業

- 290 管理, 補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)
- 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
- 292 産業用電気機械器具製造業
- 293 民生用電気機械器具製造業
- 294 電球・電気照明器具製造業
- 295 電池製造業
- 296 電子応用装置製造業
- 297 電気計測器製造業
- 299 その他の電気機械器具製造業

中分類 30 情報通信機械器具製造業

- 300 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (30情報通信機械器具製造業)
- 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 302 映像・音響機械器具製造業
- 303 電子計算機・同附属装置製造業

中分類 31 輸送用機械器具製造業

- 310 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (31輸送用機械器具製造業)
- 311 自動車・同附属品製造業
- 312 鉄道車両・同部分品製造業
- 313 船舶製造・修理業, 船用機関製造業
- 314 航空機・同附属品製造業
- 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- 319 その他の輸送用機械器具製造業

中分類 32 その他の製造業

- 320 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (32その他の製造業)
- 321 貴金属・宝石製品製造業
- 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く)
- 323 時計・同部分品製造業
- 324 楽器製造業
- 325 がん具・運動用具製造業
- 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
- 327 漆器製造業
- 328 畳等生活雑貨製品製造業
- 329 他に分類されない製造業

臨港地区及び広島港色彩計画について

1 臨港地区

<臨港地区とは>

臨港地区とは、港湾の機能を十分に発揮させるために、港湾管理者が水域と一体的に管理運営する必要があると思われる水際線背後の陸域を、都市計画法に基づいて指定した地区です。広島港五日市地区はこの臨港地区に指定されています。

<分区とは>

この臨港地区の区域内においては、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止する必要があります。このため、広島県では「商港区」「特殊物資港区」「工業港区」「漁港区」「保安港区」「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」の7つの分区を指定しています。広島港五日市地区のうち、今回の分譲地は工業港区です。

<行為の届出>

臨港地区及び分区が指定されると、一定の行為には届出が必要となります。公共の施設である港湾を災害の無い、安全でしかも快適な使いやすい状態にしておくために、港湾法第38条の2により、臨港地区内で一定規模以上（床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上）の工場又は事業場の新設や増設をする場合には、工事開始の日の60日前までに、次のことを届出していただきます。また、これらの内容が、港湾計画に照らして適切でない場合や港湾の利用・保全に著しく支障がある場合には、計画を変更していただくことがあります。

- ① 事業場の位置、種類、敷地面積、延べ床面積
- ② 事業活動に伴う貨物の搬入量・搬出量と輸送計画
- ③ 事業活動から生ずる廃棄物の量と処理計画 等

*届出書の様式等、詳細については、広島港湾振興事務所港営課（TEL:082-251-7997）にお問い合わせください。

<用途規制>

分区の目的にあわない構築物は建設できません。「広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により、それぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止しています。構築物の詳細については別紙「臨港地区の各分区内において建設し、又は改築若しくは用途の変更をしてその建築物その他の構築物とすることができる構築物の一覧表」をご覧ください。

2 広島港色彩計画

<広島港色彩計画>

広島港では「広島港色彩計画」を平成16年4月1日から推進しています。これは、新たに建築物を立地する事業者の方や臨港地区で既に事業を行っている方に建築物の配色についてご協力をいただき、愛着の持てる港空間づくりを目指すものです。

<対象範囲>

広島港沿岸域で設定する対象範囲内の、全ての建築物等及び土木構造物等を計画の対象としています。そのうち一定規模以上の建築物等及び土木構造物（川や港湾に面する高さ10m以上の建物、敷地面積が1,000㎡以上の工場等）については、「広島港色彩計画事前協議」の対象としています。協議対象となる「工場」は、一般的にイメージされているもののほか、仕分け、包装、荷造りなどの作業を伴う倉庫や廃品から新たな製品や原料を製造するリサイクル施設についても含まれます。

*詳細については、広島港湾振興事務所港営課（TEL:082-251-7997）にお問い合わせください。

臨港地区の各分区内において建設し、又は改築若しくは用途の変更をしてその建築物その他の構築物とすることができる構築物の一覧表

用 途			分 区	商港区	特殊物資 港 区	工業港区	漁港区	保安港区	マリーナ 港 区	修景厚生 港 区
港 湾 施 設 (法 第 2 条 第 5 項)	第2号	外郭施設	防波堤、防潮堤、水門、護岸、堤防、突堤、胸壁	○	○	○	○	○	○	○
	第3号	係留施設	岸壁、棧橋、浮桟橋、物揚場、船揚場（漁港区では漁船のためのものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○
	第4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河、ヘリポート	○	○	○	○	○	○	○
	第5号	航行補助施設	航路標識、船舶に出入港のための信号施設、照明施設、港務通信施設	○	○	○	○	○	○	○
	第6号	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋	○	○	○		○		
	第7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所	○	○				○	
	第8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、貯油施設（商港区では危険物置場及び貯油施設を除く。また、漁港区では水産物の保管のためのものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○
	第8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設（漁港区では漁船のためのものに限る。）	○	○	○	○	○	○	○
	第8号の3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○		○	○	○
	第9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	○	○	○
	第9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油施設その他の廃棄物の処理のための施設（基本的には港湾で発生した廃棄物の処理施設に限る。）	○	○	○	○	○	○	○
	第9号の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	○	○
	第10号	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾労働者の宿泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	○	○
	第10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	○	○	○
	第12号	移動式施設	移動式荷役機械、移動式旅客乗降用施設	○	○	○	○	○	○	○
	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連その他知事が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設			○	○	○				
	港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗			○						
	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設			○						
	港湾関係者のための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設			○						
	港湾の利用に関連する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設			○						
	港湾の貨物に関連するトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設			○						
	空港施設			○						
	港湾関係者のための宿泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設（漁港区では漁業関係者に限る。）			○			○			
	税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所及びその附帯施設（分区によって官公署の種類が異なる。）			○	○	○	○	○	○	○
	港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品、販売店、飲食店、ガソリンスタンドその他これに類する施設及びこれらの附帯施設（工業港区では※1及び※2関係者、漁港区では漁業関係者に限る。）			○		○ 旅館・ホテル等	○ 旅館・ホテル等			
	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業及び供給事業又はその関連事業を営む工場及び事務所並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設 ※1					○				
	上記の工場に附属する研究施設及びその附帯施設並びに上記施設に従事する者のための宿泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設 ※2					○				
	知事が指定する製造事業及びその関連事業の工場及び事務所並びにこれらの附帯施設（知事が指定する地域に限る。）					○	○			
	魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設						○			
	冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設						○			
	給水施設、製氷工場及び冷凍工場その他の水産加工工場並びにこれらの附帯施設						○			
	網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設						○			
	漁業会社、漁業組合、卸売業者である水産加工会社の事務所及びその附帯施設						○			
	危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設							○		
	消火施設その他の危険防止施設							○		
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所及びその附帯施設							○		
	レクリエーション用船舶のための用具倉庫及び船舶上下架施設								○	
	レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ・レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設								○	
	店舗、飲食店、主にレクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテルその他知事が指定する便益施設（主にレクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテルについては、マリーナ港区に限る。）								○	○
	図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設及びこれらの附帯施設									○
	スポーツ・レクリエーション施設その他知事が指定する港湾関係者のための福利厚生施設									○
	宿泊所									○

表の○印以外のもので、知事の許可を受けて建設等ができる場合がある。